

晴れ渡った空のような 穏やかな日常の支えになりたい

私たちは、地元である湘南を拠点に、2015年に当事務所を設立しました。

事務所名の「清和」には、「空が晴れてのどかなこと」「世の中が良く治まっていて穏やかなさま」といった意味があります。依頼者の方々が、晴れやかな気持ちで穏やかな日常を送れるように、それぞれの得意分野を生かしながら総合的で質の高いリーガルサービスを提供したいという3人の共通した思いを込めています。

不安を抱えた方や日々経営努力を重ねて奮闘されている経営者の方々へのサポートを通じて、依頼者の権利を護り、利益を実現すること、そして、弁護士としての社会的な活動を通じて人や社会に貢献していくことが私たちの目標です。

湘南地域に根ざした公益的な活動にも継続的に取り組み、この地域の発展・活性化のお手伝いもしていきたいと思っております。

今後とも、私たち清和総合法律事務所をよろしく願い申し上げます。

2019年1月吉日
清和総合法律事務所 弁護士一同



弁護士 服部 功志

HATTORI KOJI



2015年1月に事務所を開設して以来、たくさんの皆様にご紹介を頂いて様々な分野の案件に携わることができ、この4年で弁護士としての貴重な経験を積ませて頂いたと実感

しております。

とりわけ、弁護士永倉とともに、鎌倉地域を中心とする寺院の法律問題に多く関わらせて頂きました。生まれ育った藤沢市の行政不服審査会委員や、幼少期を過ごした鎌倉市の建築審査会の委員として地域の行政にも携わらせて頂きました。これまでご指導、ご支援頂いた皆様に、改めて感謝申し上げます。

引き続き特定の分野に偏ることなく幅広いご相談に対応できるよう努力を重ねるとともに、今後は、藤沢地域への家庭裁判所(出張所)の新設運動など地元湘南への地域貢献活動に力を入れつつ、弁護士登録以来続けている医療・薬害分野の人権課題にも取り組んで参りたいと思います。

なお、私事ですが2018年9月に日蓮宗僧侶の資格を取得し、母の実家である片瀬常立寺の修徒となりました。弁護士としてまた僧侶として、ご依頼者の権利だけにとどまらず心の救済、社会正義の実現のために常精進して参りたいと思います。

「こんなこと聞いてもいいのだろうか」などと悩まずに、まずはお気軽にご連絡ください。

弁護士 岸本 寛之

KISHIMOTO HIROYUKI



「何かあったときは頼むね」とお声がけいただくことがよくあります。

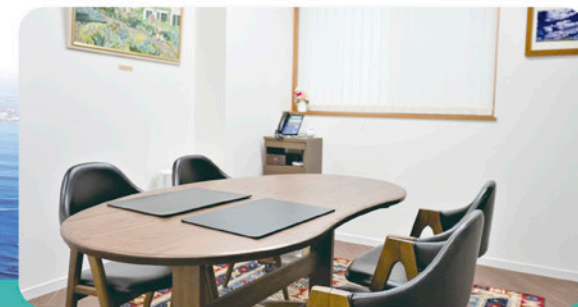
もちろん、実際に何か起きてしまったときには尽力しますが、それは事前の適切な対応

で回避できたものかもしれません。

2007年に弁護士登録をして以来、主に企業の予防法務を中心に、小売業、商社・卸売業、製造業、不動産業、介護・福祉、医療、IT業、建設業、金融等の法人や個人の方々のご依頼に対応して参りました。

紛争対応は、風邪と同じように、普段から予防を心がけることが重要です。ご依頼者の方とは、紛争を未然に防ぎ、万一のときにも“こじらせず”に解決できるような安心と信頼を提供する関係作りを心がけています。特に、企業活動では、リスクテイクが必要な場面が生じます。どこまでのリスクなら許容できるのか判断に迷ったときには「ちょっと聞きたいんだけど」と気兼ねなくご連絡いただけるようにしています。

これからも「話しやすい」、「相談しやすい」、「信頼できる」と言ってもらえる身近な弁護士でありたいと思っています。





藤沢に事務所を開業して早や4年の歳月が経ちました。この間自坊である常立寺に「悩みごと相談室」を設け主に人生相談と信仰相談にあたっています。法律事務の処理は岸

本、服部両弁護士と事務局のちからを借りてどうにかこうにかこなして来ました。弁護士開業して来年で満46年になります。本年10月に喜寿を迎えましたのであと3年経つと八十路の大台を迎えます。それまで頑張れるかどうか覚束無いところですが、本人はやる気充分です。

近頃は悩みごとの相談案件がめっきり増えました。法律相談案件はほとんどが岸本、服部両弁護士に担当してもらっています。これからは古い耄れの智恵を多くご利用下さい。必ずや人生を有意義に生きることができるようです。

「 群青に 飛行雲ゆく 清和かな 」

これは平成18年4月20日に私が作った俳句です。清和は初夏の季語です。気候が清らかで温和なこと、すがすがしく心よい気分になります。それは群青色の空に引かれた純白の飛行機雲のようです。悩みごとがありましたら是非共当清和総合法律事務所へお出掛け下さい。必ずや清々しい気持ちになれることでしょう。



個人のご相談

医療事故 交通事故 不動産問題
離婚問題 遺言・相続問題
労働問題等の一般民事事件全般 刑事事件

企業のご相談

企業運営に関わる契約書作成・締結サポート
債権管理 労務管理 クレーム対応などの紛争対応
法令遵守体制の整備、その他企業法務全般

寺院の法律顧問 など



ロゴマーク

中心の青い球体が依頼者を、それを包み込む青緑の輪が信頼と協力そして円満な解決を、そして上部の青の輪が社会とのつながりや調和を表しています。

〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢575-10湘南朝日ビル3階1号室

TEL 0466-47-2255

電話受付時間 9:30~17:30

FAX 0466-47-2650

WEBページもご覧ください

<http://www.seiwalaw.jp>

- 《交通機関》 ●JR東海道線藤沢駅北口から 徒歩3分
●小田急線藤沢駅から 徒歩4分
●江ノ島電鉄藤沢駅から 徒歩6分

